

令和元年度 第1回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 令和元年7月2日(火) 午後2時～午後3時10分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、高津委員、松村委員、長畑委員、北島委員、佐藤委員、石川委員、栗田委員、河内委員、真鍋委員、中田委員、渡邊委員、石坂委員、堀井委員、菅原委員、古川委員、松本委員、伊藤委員、伊藤委員、新島委員、寺田委員、久保田委員、庄司委員、宇都宮委員、高岡委員、西島委員、吉野委員、浅沼委員
- 欠席委員 なし
- 市職員 石川生活環境部次長、田代地域コミュニティ課長、古田文化生涯学習課長、市ノ川スポーツ振興課長、渡邊地域福祉推進課長、横道健康推進課長、岩田子ども家庭支援課長、鈴木指導室長補佐
- 事務局 沼尻子ども家庭部長、柏木子ども家庭部次長、古塩児童青少年課長、松本児童青少年課長補佐、藤川青少年係長、若林健全育成担当主査
- 傍聴者 0名

資料

1 会議資料

(1) 次第

(2) 令和元年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…府中市青少年問題協議会条例

資料2…平成30年度府中市青少年健全育成関連事業実施結果等

資料3…平成30年度青少対事業の参加状況

資料4…社会環境浄化活動について

令和元年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

(3) 席次表

2 参考資料

(1) 令和元年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

(2) 東京都多摩児童相談所相談概況等

(3) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例のポイント

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について
 - (3) 青少年対策地区委員会の活動状況について
 - (4) 社会環境浄化活動について
- 3 情報交換
 - (1) 府中市内の少年非行等の現状について
 - (2) 児童相談の現状について
 - (3) 児童・生徒の現状について
- 4 その他
- 5 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 委員の自己紹介
- ・ 配付資料の確認

が行われた。

2 議題

(1) 副会長の選任について

【事務局より説明】

高津委員から松村委員の推薦、伊藤委員から松本委員の推薦があり、了承が得られ、両委員が副会長に選任された。

(2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について

【事務局より、資料2に基づき府中市青少年健全育成事業の実施状況について説明】

お手元の会議資料3ページからの資料2についてご説明させていただきます。
青少年健全育成の主な事業としては、大きく関連事業と通年事業の2つに分かれております。

資料の3ページ・4ページは、平成30年度関連事業及び通年事業の実施状況でありまして、5ページから7ページは、令和元年度の青少年健全育成事業の一覧表でございます。

まず、3ページ目の平成30年度関連事業実施結果ですが、表の左上から主管担当課、年間の主な事業内容、事業数、参加人数に分かれています。

30年度は、17の部署におきまして、111の事業が実施され、事業参加人数の合計といたしまして、33万2,933人の参加がありました。

このうち、児童・生徒の参加人数は、15万7,264人となっております。

次に、4ページ目をご覧ください。

ここでは、年間をとおして定期的実施される事業や、相談事業等を記載しております。

30年度の実施結果につきましては、13の部署におきまして、51の事業を実施いたしました。参加人数は、延べ31万8,350人、うち児童・生徒の人数は28万9,505人となっております。

相談事業につきましては、子ども家庭部、教育部合わせて、現在6事業で推進しております。

相談事業の件数ですが、平成30年度は、3,099件の相談を受理しており、広く市民の方々に活用していただいております。

次に、資料の5ページから7ページにつきましてご説明いたします。

この資料は、本年度における各課の青少年関連事業及び通年事業を記載したものでございます。

事務局といたしましては、令和元年度府中市青少年健全育成基本方針の達成に向け、関係各課、関係機関、地域の青少年育成諸団体及び学校等との連携をより深め、青少年事業を推進してまいります。

なお、令和元年度府中市青少年健全育成基本方針についてですが、昨年度の青少年問題協議会におきまして、「平成31年度府中市青少年健全育成基本方針」を策定しましたが、改元に伴い、基本方針についても、「令和元年度府中市青少年健全育成基本方針」と読み替えさせていただいておりますので、ご承知おきください。

府中市青少年健全育成事業の実施状況等についての説明は、以上であります。

【意見、質問はなし。了承】

(3) 青少年対策地区委員会の活動状況について

【松本委員より、資料3に基づき青少年対策地区委員会の活動状況について説明】

それでは、私からお手元の会議次第の2にあります議題（3）青少年対策地区委員会の活動状況について、会議資料8ページからの資料3に基づいて、ご説明をさせていただきます。

青少年対策地区委員会は、市内の各中学校を1単位として、現在11地区で641名の委員で活動しております。

委員の構成は、学校、PTA、民生児童委員、保護司、自治会会員、青少年委員などからなっております。

活動内容は、大きく分けまして、環境浄化活動・非行防止活動・育成事業活動・啓発事業活動です。

なお、活動につきましては、熱中症対策としまして、水分・塩分補給の徹底や開催時期を涼しい時期にずらす工夫を各地区において実施しております。

それでは、11ページをご覧ください

○環境浄化活動としては、地域パトロール・夜間パトロールなどを行っております。

○非行防止活動としては、座談会・講演会などを行っております。

○育成事業活動についてお話ししますと、育成事業活動のうち

・文化的な活動としては、作文発表大会・かるた大会・ふれあい

コンサート・サマーフェスティバル・凧揚げ大会などを行っております。

・スポーツ活動としては、スポーツフェスティバル・軽スポーツ大会・わいわい駅伝・ちびっこ相撲大会などを行っております。

・レクリエーション活動としては、早朝徒歩ラリー・ゲーム大会・地域ふれあいまつり等を行っております。

・ボランティア活動としては、多摩川清掃や地域清掃活動などを行っております。

そして、

○啓発事業活動としては、中学生らと共に街頭広報活動などを行っております。

これら青少対事業の昨年度の参加人数についてですが、総数が2万3,578人で、うち児童数は1万576人と多くの参加者がありました。

今年度もより多くの市民・児童に参加して頂けるよう、各地域の特性に合わせて様々な事業を計画・実施しているところでありますが、詳しい活動内容についての質問等がございましたら、本日、各地区委員会の委員長が出席しておりますので、お尋ねいただきたいと思います。

最後になりますが、今後とも青少対の活動に対するご理解・ご支援のほど、

よろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【意見、質問はなし。了承】

(4) 社会環境浄化活動について

【事務局より、資料4、参考資料（1）に基づき説明】

事務局から、議題(4)について、ご説明申し上げます。お手元の会議資12ページの資料4をご覧ください。

府中市では、環境浄化活動として、資料に記載のとおり、本年度も積極的な取り組みを実施していく予定でございます。

1の「市内パトロール活動について」ですが、青少対では、青少年の非行防止、危険場所の発見等を目的として各種パトロールを実施しております。

パトロールの実施方法は、パトロール員が姿を見せる「見せるパトロール」を重点に実施しております。

昨年度は、91回実施していただいております。

平成26年度以降、実施回数については減少傾向ですが、非行件数も減少傾向にあることから、青少対各地区において、実施回数や時間帯を見直し、より効果的なパトロール方法にて実施しております。

本市の安全安心も、警察官によるパトロールのほか、こうした地域の方々の熱心なパトロール活動などに支えられて成り立っております。

次に2の「府中市青少年健全育成協力店制度について」ご説明します。この制度は、平成15年9月よりコンビニエンスストア、書店の2業種にご協力いただき、始まった制度です。

本年6月現在では、青少対の皆様のご協力のおかげもあり、コンビニエンスストア99店舗、たばこ・酒店35店舗、書店3店舗、ビデオ店4店舗、ゲーム店2店舗、カラオケ店2店舗、刃物類販売店1店舗、インターネットカフェ1店舗の合計147店舗のご理解ご協力を得て、事業を推進しております。昨年度は154店舗のところ、店舗の閉鎖により、7店舗減少しておりますが、今年度も引き続き、市内の未加入のコンビニエンスストア、カラオケ店等の加入依頼活動等を、今月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に実施する予定です。

続いて、令和元年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱と書かれた別添の資料をご覧ください。

内閣府では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として青少年の健全育成への取り組みを集中して実施しております。

今年度の最重点課題及び重点課題は、資料の次ページの記載の合計6項目です。

項目のみ読ませさせていただきます。

最重点課題「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」、重点課題1「有害環境への適切な対応」、重点課題2「薬物乱用対策の推進」、重点課題3「不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止」、重点課題4「再非行(犯罪)の防止」、重点課題5「いじめ・暴力行為等の問題行動への対応」。

以上の合計6項目になっております。

各機関との連携や青少対の皆様等のご協力を得まして、広く啓発をしていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

【意見、質問はなし。了承】

3 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署より説明】

府中市内の少年非行の現状について、ご説明をさせていただきます。

まず検挙状況についてですが、本年5月末時点の少年事件の検挙件数は16件で、前年同期比で1件減少となっています。一番多いのが窃盗と詐欺でそれぞれ7件ずつ、強制わいせつと脅迫がそれぞれ1件ずつということで、件数も内容も昨年とほぼ同じ状況です。もう一方で、検挙件数に反映はしていませんが、触法少年と言って14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年の件数は10件で、小学生による万引きが8件、小学生ではありませんが14歳未満の少年が犯した万引きが2件ということで、「万引きのできない店づくり」について少年係を通じて、それぞれの店舗へ依頼しております。

次に補導件数ですが、本年5月末時点において236件で、前年同期比で66件増えています。行為種別では、深夜徘徊が159件で最も多く、次いでゲームセンターなど風俗営業等の時間外の立入が52件となっております。

深夜徘徊は一年を通じて補導があり、高校生が殆どですが、少年の中には何度も補導される者もあり、保護者に対する監護の強化依頼も合わせて行っています。

次に、府中警察署から児童相談所への通告件数ですが、本年は43件で、前年同期比で11件増えています。内訳については、身柄通告が8件、書類通告が35件で、その中で一番多いのが子ども達の面前で夫婦げんかをした場合、これが心理的虐待ということで26件、次いで身体的虐待が13件でした。

少年相談については、本年は35件受理しており、昨年同期比で14件増えています。相談内容で一番多いのが家庭問題で13件、次に学校職場関係と児童虐待がそれぞれ9件となっています。

通告と相談については、千葉県で発生した児童虐待事案がマスコミでも大きく取り上げられたこともあって、住民の方がかなり関心を示すようになった結果、様々なところから通報が入り、それに基づいて相談を受理しているのが実情です。

次に、特異な検挙事例を紹介します。

一つ目は、特殊詐欺で外国人の詐欺犯人を逮捕し、所持していた携帯電話を解析したところ、17歳の少年とのやり取りがあったことから、さらに捜査を進めた結果、その少年が銀行口座を開設してその口座を外国人に売っていたことが判明し、少年を口座開設詐欺で検挙しています。

二つ目は、「ライン」を利用した脅迫事件で、同級生との「ライン」のやり取りのなかで、「お前殺すぞ」、「金払え」などと脅したということで、脅迫で書類送致しています。

三つ目は、父親による虐待事案で、食事中の5歳児に対して、首を掴んで後ろへ引きずり倒したということで、父親を逮捕しました。

現在は、早い段階で対応するという心を掛けており、まずは検挙をすることが、後に家庭を含め全般を指導していくうえで一番良いのではないかと思います。

これ以外には、先般神奈川県下で発生した無差別殺傷事件を受けて、登下校時間帯における警戒を実施しており、制服はもちろん、私服でも皆様の目から分かるような姿で「見せる警戒」をしています。

また、各種対応訓練などについてもご協力させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし。】

(2) 児童相談の現状について

【東京都多摩児童相談所より参考資料（2）、（3）に基づき説明】

児童福祉司の立場から児童相談所の状況について、東京都多摩児童相談所相談概況等という資料に沿って説明いたします。児童相談所は年度で集計していますので、最新の数字は平成30年度となっています。なお、平成30年度の数字は速報値ということで、今後数字が変わる可能性もありますので、あくまでも現状での数字ということでご理解ください。

最初に、東京都に11カ所ある児童相談所と区市町村の児童相談件数について

お話しすると、平成18年度の頃は東京都の児童相談所の方が相談件数が多かったのですが、年々区市町村の相談件数が伸びている状況にあります。東京都の数字は電話相談もやっけて、その数字も入っています。多摩児童相談所の相談件数については、平成30年度は1,860件で前年度が1,536件だったので、数字としては2割増となっています。多摩児童相談所の相談受理の内訳ですが、虐待の相談が1,006件で約半分強となっています。この状況は、東京都全体とほぼ変わりません。その次に多いのが障害で333件あり、これは児童相談所が愛の手帳を発行していますので、それに関する相談が主なものになっています。

続いて、多摩児童相談所における虐待に限った相談の受理件数ですが、平成15年度から右肩上がりに伸びていき、平成30年度には1,006件ということで、前年度が677件だったことから、ほぼ1.5倍となっています。これは、昨年3月の目黒区の事件、今年1月の千葉県野田市の事件のような大きな事件があり、多摩児童相談所の管内においてもその影響を受けて、相談件数が増えたように思われます。

次に、虐待相談の年齢別の内訳ですが、平成28年度から3年間にわたって、全体的に相談件数が増えており、平成30年度については、0歳から5歳の未就学児の年齢層が1,006件中392件で全体の約4割を占める状況になっています。

虐待種別の内訳ですが、心理的虐待が537件、53%ということで半分以上を占める状況になっています。次に多いのが身体的虐待で210件、ネグレクトが132件、性的虐待が9件で、性的虐待については件数は少ないですが、内容的には重いケースが多いです。

続いて、虐待相談の受理件数を多摩児童相談所が管轄する府中市・調布市・多摩市・稲城市の四市ごとに見てみますと、府中市は平成30年度が335件で前年より125%増加しています。他の市も比較してみると、調布市は153.8%、多摩市は151.8%、稲城市は222.7%ということで、人口規模の違いはありますが、いずれも増加傾向を示しています。

次に、児童千人当たりの虐待相談の受理件数ですが、平成30年度の虐待相談受理件数を児童千人当たりで割った数字は、府中市は児童千人当たり8.07件、調布市は8.83件、多摩市は9.89件、稲城市は9.10件となっていて、いずれの市も前年度より増加しています。

続いて、虐待相談がどこから寄せられたかについてですが、最近は警察からの通告が多く、平成30年度にあっても333件で一番多くなっています。5～6年前くらいまでは近隣・知人からの通告が一番多かったのですが、それ以降は、いわゆる面前DV等で警察からの通告が多くなり、現在のような状況になっています。

次に、多摩児童相談所における非行相談受理件数についてですが、平成30年度は80件で、若干ではありますが減少傾向にあります。ひと昔前のように子ども達がつるんで悪さをするというものより、単独で家出を繰り返すことや家庭内暴力といった内容が多くなってきています。

続いて、多摩児童相談所の虐待相談の対応状況について、これはいくつかあるのですが、まず助言指導というのは子どもや保護者、関係機関の方など、それぞれ調査をし、面接をし、助言をし、指導をしていく中で一定の改善が見られた場合に終了するのが助言指導です。児童福祉司指導は助言指導では収拾がつかず、長期的に児童相談所が関わっていくというものです。施設入所というのは、子どもを家庭から一旦切り離して、施設で生活をするというものです。施設入所は昨年度20件で、例年ほぼ同じくらいの件数で推移しています。

そして、多摩児童相談所の20件の施設入所のうち、児童養護施設が14件、乳児院が6件という内訳になっています。

養育家庭についてですが、昨年来、家庭的な養育を推進していこうということで国は養育家庭に力を入れており、また、東京都も同様に力を入れていて、参考として直近3年間の養育家庭登録数を資料に掲載しています。

最後に、今年4月に、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が昨年を目黒での事件を受けて、東京都の児童福祉審議会で検討を重ねて新しく出来ました。この条例の大きなポイントとしては、第6条第2項に保護者の体罰等の禁止として、保護者が躰と称して暴力を振るうことに関して、暴力を用いることを明確に禁止している点です。いくつかの都市でこのような条例がありますが、体罰の禁止を盛り込んだ条例は初めてだと聞いています。この条例によって一定の影響があったのか、国でも児童福祉法の改正をしており、児童福祉法の中においても体罰の禁止を盛り込んでいくという状況になっています。この条例は、4月1日にすでに施行されていますので、参考として紹介いたしました。

【意見、質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【委員より小学校の現状を説明】

日頃より児童の健全育成にご尽力いただいていること、感謝申し上げます。私からは二点、お話をさせていただきたいと思います。

まずは、交通事故から守るということについてです。昨年12月20日のことですが、本校の児童が税務署の角の交差点で横断歩道を青信号で渡っていたところ、自動車とぶつかって亡くなるという悲惨な事故がありました。学校では、「アイコンタクト」ということを指導していたのですが、「アイコンタクト」を

していても自動車の運転手が見てくれないということで、どうしても青信号で渡りなさいと言えず、車が止まったことを確認してから渡りなさいというように指導せざるを得ない状況になっています。

また、自転車による事故が多いのですが、子どもが自転車に乗っていて事故を起こすのではなく、大人が自転車に乗っていて子どもにぶつかって事故を起こすことがあります。府中市は自転車を利用する方が多くいるので、子ども達には自転車にも気をつけるようにと指導しています。

もう一点は、犯罪被害から守るということについてです。これは、昨今不審者情報が頻発しており、学校関係のメールで不審者情報がかなり広がっています。昨年5月の新潟市での下校途中の事件や先日の川崎市での集団登校時の事件がありました。このような被害は登下校時、特に15時から18時頃の下校時間帯に集中しています。府中市では、登下校時における子どもの安全を確保するために「地域の子どもは地域で守る」ということで、これまで学校と地域が連携して子どもの安全を見守ってきましたし、今も見守っていただいております。ただ、昨今、見守りボランティアの方々の高齢化による担い手不足の課題が生じてきていることや、共働き家庭が増加していることから保護者による見守りは困難になっていることや、学童クラブや放課後子ども教室において放課後を過ごす子どもが増えており、下校や帰宅の在り方が多様化してきているなどの現状があります。子ども達には、指導室からの指導もあり、三点ほど指導しています。

一点目は一人にならないこと、二点目は街の方と挨拶をすること、これは挨拶のための挨拶ではなく、挨拶をして自分が地域の子どもであることを大人に分かってもらうことだと指導しています。

三点目は変だと思ったらきっぱり断って、怖いと思ったらすぐ逃げることです。これは、子ども緊急避難の家や学校や近くの大人がいる場所へ逃げることだと指導しています。このような指導をしなければならない社会の状況に、子ども達が置かれているということです。そこで、校長会として、登下校の時間帯については、学校と地域が連携して安全を守りますが、それ以外の時間帯の子ども達の安全はどうすれば良いかと考えたときに、やはり地域の皆様をお願いするしかないということで、市の地域安全対策課に依頼して「地域で守ろう子どもの安全」というのぼり旗を各小中学校に3枚ずつ配ってもらい、今週末から来週にかけてのぼり旗を掲げますので、その旗を地域の方に見ていただこうと考えております。

また、PTAの皆様にも活動していただいております。子ども緊急避難の家の協力者をさらに増やす取組やPTAによる見守り活動の一環として、本校ではPTAの方が校内に入ってくる時の名札の裏に「見守り中」と書かれたものを地域で買い物をするときに掲げてもらうなど工夫をしていただいております。こ

のような色々な取組を通して、「この地域は地域が見守っている」という抑止力をつけていきたいと思っています。地域の抑止力をさらに増強していきたいと考えておりますので、今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

【意見、質問はなし】

【委員より中学校の現状を説明】

日頃より中学生の活動にご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。おかげさまで、ここ数年大きな非行傾向の問題行動は各校とも起きていない状況です。これも、地域の一員として関係の皆様方が生徒達の活動の場を確保していただき、また、その活動を温かく見守り、ご支援していただいた成果だと思っております、本当にありがとうございます。

とは言うものの、問題行動が無いわけではありません。大きく二点お話をしたいと思ひます。

一点目は、SNS関係のトラブルについてです。SNS関係のトラブルの問題性として、依存性・閉鎖性・拡散性があると考えます。一番多いのは悪口系のトラブル、例えば誹謗中傷やグループ外しなどは閉鎖性であり、何をしているのかわからないところで起きているという特徴があります。

また、最近増えているのは、いわゆる拡散性で、画像に関するトラブルが増えています。友達の写真を無断で送信したり、不特定多数の人が写っている写真を送信したり、個人情報の流出とか出所の分からないような猥褻画像や自分のものを送ってしまうというようなことが少しずつ出てきています。また、見知らぬ人と繋がるトラブルも散見されます。いずれにせよ、これらのSNS関係のトラブル防止は子ども達への指導だけでなく、やはり家庭の協力がなければなかなか出来ないことです。家庭力に課題があるケースもありますので、そういう場合には、「たち」や児童相談所等の関係機関の皆様のご協力を得て指導にあたっています。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

二点目は、不登校です。平成30年度の中学校の不登校生徒は220名で、平成29年度は216名でしたので、高止まりのように思ひます。小学校は、平成29年度は64名で、平成30年度は104名と聞いており、小学校の方が増加している状況です。理由としては、いじめや学業不振がありますが、一番目立つのは「該当なし」です。やはり思春期の子ども達ですから、様々な要因が考えられます。このことは学校だけでなく、家庭や関係諸機関との連携が不可欠であり、その中でも重要なのが、小中連携だと思ひます。実は、第三小と第三中では、今年度より「生徒指導推進協力員」という制度を新しく立ち上げました。目的は、情報の共有化と支援の共通化です。一人の協力員の方に第

三小と第三中を行き来してもらい、小中学校での指導や家庭での様子など情報を共有する。このようなことを通して小学校と中学校が連携を図ることが出来ています。これは、第二中学区で行っていたことを、今年度より第三小と第三中で始めたということです。これが市内にもっと広がっていくと、不登校対策にもなっていくと感じています。

また、適応指導教室のけやき教室でも、タブレットの活用が今年度から始まりました。在宅でタブレットを使うということも含めて、今後検討していく可能性があると感じています。様々な関係機関の皆様のご協力で、中学生がすすすすく育っていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし。】

【委員より高等学校の現状を説明】

日頃から府中市内の都立高校の生徒が大変お世話になっております、本当にありがとうございます。府中市内には高校5校、特別支援学校2校の都立学校があります。本校の生徒のうち、府中市内から通ってくる生徒は約25%で、4人に1人という割合になっています。私から見ていると、府中市内から通ってくる生徒は比較的安定しているように感じます。やはり、これも健全育成事業や社会環境浄化活動、パトロール活動等を通じて多くの皆様が見守ってくださっている影響が大きいと思います。

それでは、二点ほどお話をさせていただきます。

一点目は、高校生になると通学に自転車を使いますので、本校でも自転車運転指導には力を入れていることについてです。本校では、約半数の生徒が自転車で通学をしていますが、入学時にただいきなり自転車を使うのではなく、1年生の4月の初めに交通安全講習会を実施してから、通学に自転車の使用を認めています。雨天時の傘差し運転やイヤホン装着時の運転はほとんど見られなくなりましたが、行き帰りの自転車の並走や本校の付近は坂道が多いことから坂道でのスピードの出し過ぎで、怖い思いをしたとの苦情をいただくことがあります。また、被害はさほど大きくはありませんが、交通事故等の報告も受けています。特に自転車の運転については、被害者になるだけでなく、加害者になることもあると指導しています。

二点目は、SNSについてです。東京都が昨年度調査した児童生徒のインターネット利用調査によると、97.3%の高校生がスマートフォンを利用しているとのことで、クラスの人数が40人だとして、持っていない生徒が1人いるかないかということになります。また、97.5%の高校生がLINEを利用しており、さらに、インターネットの利用時間が6時間程度またはそれ以

上の高校生が22.5%、つまり約4分の1の高校生が6時間以上もインターネットを利用しているという現状があります。そのようなことから、高校でもSNSやスマートフォンの使い方について指導しているところですが、東京には「SNS東京ルール」というものがあり、それを受けて、府中西高校でも「SNS府西ルール」というものを作りまして、情報の公開範囲を気を付けることや写真からの思わぬ情報流出に気を付けること等、8点ほどルールを挙げて指導しています。ただ、課題としては、指導する教員の方がSNSの最新の状況になかなか追いついていけないことがあります。やはり、SNSは機能がだんだんと増えてきているので、大人の方が追いついていけない状況があります。また、SNS上に出ている生徒や学校に関する情報を、学校が調べることはほぼ不可能なので、この点についてどうすれば良いか検討しています。ただその一方で、東京都では学校にWiFi環境を普通教室に整備して、生徒が所有するスマートフォン等のICT機器を活用した学習支援を実施することを検討しており、都立高校で実施しているところもあります。生徒がスマートフォンを利用して学習する試みが始まっています。本校でも予備校が配信する授業をスマートフォンで見て図書館で勉強する生徒もいます。一概に規制するというのはなかなか難しく、利用方法についてどう啓蒙・指導していくかが課題だと思っています。

こうした生活指導上の課題については学校だけで解決するのは難しい事例が増えてきていますので、学校と保護者の連携だけでなく、地域の方や警察等の関係機関との連携が重要であると考えています。

【意見、質問はなし】

4 その他

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。